

平成 30 年 6 月 7 日

窯業系サイディング業界で初めて ニチハがクリーンウッド法の 「第二種登録木材関連事業者」に登録されました

ニチハ株式会社（本社：名古屋市、社長：山中龍夫）は、昨年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」において、窯業系サイディング事業者では唯一、「第二種登録関連事業者」としてこの度登録されました。

クリーンウッド法は、伐採国で合法に伐採された木材等の流通を促進することで、国際的な問題となっている木材の違法伐採を抑制するための法律です。同法は、グリーン購入法における政府調達（公共工事）のみならず、民間工事まで取り組みを拡大することで、木材を製造・加工・輸入・販売する事業者、建築、家具製造、製紙など、木材を利用する全ての民間事業者が、合法伐採木材の利用に努めることを求められます。主な対象物品は、木材、家具、建材、パルプ、紙（下記参照）。グリーン購入法の対象物品をベースに、新たな品目が追加されています。そのうちの 하나가「サイディングボードのうち木材を使用したもの」。弊社のモエンエクセラード、モエンサイディング W が該当します。従来よりグリーン購入法の対象品「木質系セメント板」に該当するセンチュリー耐火野地板と併せて、国産材を原料に使用したオフセットサイディング（モエンエクセラード、モエンサイディングW、センチュリー耐火野地板）が、クリーンウッド法の対象品となりました。

同法では、合法伐採木材の利用に向けた措置を適切かつ確実に講じる木材関連事業者を登録する制度を設置、2種類に区分しています。「第一種登録木材関連事業者」は国内外の木材生産者から直接買い入れる川上の輸入業者や原木市場・製材工場・チップ工場などにあたり、それ以外の川下の事業者は「第二種登録木材関連事業者」となります。弊社は後者において、一般社団法人建材試験センターの承認を経て登録されましたので、オフセットサイディングは「合法性確認済み製品」として取り扱い可能となりました。

創業以来培ってきた木材資源の活用技術を活かし、原料に 100%国産木材チップを使用した「オフセットサイディング」は、国産木材を補強繊維に使ったセメント成形品です。今後も、住宅・非住宅を問わず、オフセットサイディングの販売を通じて、国産木材の有効利用に貢献するとともに、違法伐採を抑制し、健全で持続可能な森林経営を図り、森林保全・地球温暖化防止など地球環境の保全に資する「クリーンウッド法」に対応した安心の製品をご提供することで、国策に沿った取り組みの推進に寄与してまいります。

<主な対象品>

<p>木 材：丸太、単板、突き板、製材、集成材、合板、木質ペレット、チップなど</p> <p>建 材：フローリング、サイディングボードのうち木材を使用したもの、木質系セメント板など</p> <p>家 具：いす、机、収納什器、棚、掲示板、ベッドフレームなど</p> <p>パルプ・紙：木材パルプ、コピー用紙、印刷用紙、トイレトペーパー、ティッシュペーパーなど</p>



「合法木材」普及推進のシンボルとして
定められたマーク

以 上